

夢物語卷ノ三

P 1 2 5

夢物語卷ノ三 目録

- 一、江戸御奉行所御吟味之事
- 一、出府之者申口ニよつて御召之事
- 一、久左衛門牢死之事
- 一、桐生村川原寄合之事
- 一、高山町にて御咎メ之者之事
- 一、新十郎京都より江戸へ下ル事

一、駕籠訴之村々口書之事

P 1 2 6

- 一、郡中願方之村々口書之事

P 1 2 7

御奉行所御吟味之事

飛州地改願筋之儀ニ付、重立ける名主百姓拾耆人御差紙ヲ以被ニ召出ニける、其外村々名主百姓大勢付添、安永二ノ五月六日高山ヲ出立思ひ思ひに江戸出府いたしける、斯而、拾耆人を始出府之者、坂野屋平八方旅宿之趣ニ被ニ仰渡ニけれ共、御代官所へ御出入の宿屋のよし、相聞ニけれハ、坂野屋にてハ如何有へしとて、馬喰町水戸屋弥兵衛、同町幸手屋九兵衛方に旅宿いたしける、同十八日、御勘定御奉行所

御勝手方石谷備後守殿御屋敷へ、御同役川井越前守殿、御公事

P 1 2 8

方安藤弾正少弼殿、松平対馬守殿、同組頭倉橋与四郎殿

御留役金沢安大郎殿、成瀬彦太郎殿、新田懸リ勝屋喜兵衛殿、其外

御徒目付等御立会にて、御差紙名前之者被ニ召出ニ御吟味被ニ仰付ニける

趣ハ飛州之儀、検地以来八拾余カ年御手入も無レ之によつて、先達而

御地改之義被_二仰渡_一、一同得心の印形差出シ候義をひるがえ翻_リ、地改御免之義、強テ御代官所へ願出、段々理害もうしきかせ申聞候テも不_二相用_一、其上濃州大垣迄も罷出筋違の願いたし、徒党強訴之重き御制法_二

背き候条、不届至極之者共也、右徒党におよひ候始末ごつわち偽_レなく

P 129

可_二申上_一と嚴重御叱リ被_レ遊、耆人毎_二御吟味也、新張村伝次郎、船津町村徳右衛門、三福寺村藤蔵、御吟味之時三人之者共申上ケけるハ、此度御願之義重立世話仕候ハ、町方村名主次兵衛、大沼村名主

久左衛門引続きたれたれ頭人にて、其余あまり之者共ハ彼等の詞ことばに付て

取斗(計)ひ候義と申上ける、依_レ之、久左衛門、次兵衛ハ格段嚴重御叱

なり、久左衛門申上けるハ、私共頭取と申候義ニ而ハ決而無_二御座_一候得共郡中村々方頼候ニ付、無_レ抛願ニ加リ候義ニ御座候、証抛ハ村々方頼の書状数通国元元に有_レ之よし、言上申ける、右御差紙人数并ニ

P 130

付添之者ハ不_レ及_二申_一、水戸屋、幸手屋ニ居ける名主百姓共逸々ごちごち

名差ヲ以被_二召出_一、或ハ御奉行所方捕手を被_レ遣、宿々さかし

出シ嚴重御吟味の上、ミナ御咎メ被_二仰付_一ける、是ハ伝次(郎脱カ)、徳右衛門、

藤蔵申口と相見へける、十八日九ツ時方夜八ツ時迄御吟味ニ而それ

それニ御咎メ被_二仰付_一ける、大沼村久左衛門、町方村次兵衛、八日町村七郎右衛門

漆垣内うるしかいと村孫八郎、右四人伝馬町入牢、山久知村宗兵衛、古川町村

佐平次、小屋名村六右衛門、甲村善次郎手鎖ニ而牛込町崎玉屋加右衛門方へ宿預ケ被_二仰付_一ける、船津町村徳右衛門、三福寺村藤蔵、手鎖ニ而

P 131

市谷宿上州屋半四郎へ御預ケ、上岡本村藤蔵、野首村七左衛門手鎖牛込宿下□屋嘉平次へ御預ケ、松本村新四郎、下切村平四郎ハ市谷上州屋半四郎へ宿預ケ、新張村伝次ハ飯田町上州屋利右衛門へ宿預ケに相成ける、下坪村名主助右衛門ハ御差紙拾耆人の内なれとも

老人故、道につかれ御召出シの日限ニ江戸着不_レ致、御奉行所方ハ
旅宿に隠れ居ルやと御さかし有けると也、助右衛門ハ道中にて御
吟味の嚴重なるを聞て国へ遁ケ帰りける、重而御差紙来リ
又々手鎖にて出府いたしける、老人にて甚難義の次第也

P 132

出府の者申口によつて御召之事

御奉行所御吟味によつて新_レばり村伝次、船津町村徳右衛門
三福寺村藤蔵、国元に居ル者の事迄も白状におよひける
に付、追々御差紙にて被_ニ召出_一ける輩にハ高山三ノ町上木屋甚
兵衛、同式ノ町細江屋三郎右衛門、三ッ谷村名主長蔵、右ハ五月晦日

高山発足、六月十三日江戸着、直_ニ御奉行所へ被_ニ召出_一御吟味
ただち

之上、三人共手鎖被_ニ仰付_一ける、上木屋甚兵衛ハ灘郷西ノ一色村の
寄合に頭取其外内々郡中願之取持いたし候差口有_レ之趣也

P 133

細江屋三郎右衛門ハ大沼村久左衛門、古川町善左衛門など扨と内々願書の添

削等いたしける御咎メと聞へける、三ッ谷村長蔵ハ徒党に組せし所
の申訳ケ難_レ立御咎メ蒙リける、引続き古川町村名主代次右衛門
石浦村名主長三郎、三福寺村百姓七蔵、右三人御召にて地役人
大池善介、山ノ内茂吉兩人にて召つれ、六月廿二日高山出立致しける
上広瀬村名主宗九郎ハ地役人増田安四郎ニ召つれられ七月三日
高山発足江戸出府也、下岡本村名主平兵衛、町方村名主平七
兩人ハ京都へ遁ケ登リ隠れ居けるを、地役人足立忠次右衛門罷

P 134

つた罷 登リ二条御城代へ訴、則二条御役人京中を御吟味あり、早速

相知れ召捕て足立氏へ被_レ渡ける、足立ハ兩人を請取高山へ立帰り
御役所におゐて御吟味有_レ之ける所、江戸表方御差紙来リ八月十日
高山出立江戸出府、御吟味之上手鎖宿預リ被_ニ仰付_一ける、古川町村

名主善左衛門、折敷地村百姓与十郎、兩人も出府の者申口によつて御差紙
おしきじ
到来、八月廿一日高山発足地役人石黒勘吉召具シ下られける、善左衛門
御吟味の次第ハ、此度飛州徒党強訴の頭人大沼村久左衛門、町方村
次兵衛等ト致_ニ同心_一重立取計ひ願書取ツゞくり、猶又円光寺

P 135

不正義等の取持いたし候始末重々不届キのよし、嚴敷御吟味の上

手鎖被_二仰付_一ける、与十郎ハ奈良井宿迄金子持参いたし伊藤一学に渡シける段不届之趣是又嚴重御叱也、其外追々御召出し之者夥敷事共也

大沼村久左衛門牢死之事

五月十八日御吟味之時、久左衛門、次兵衛、七郎右衛門、孫八郎入牢被_二仰付_一重而

被_二召出_一候節、七郎右衛門、孫八郎ハ出牢被_二仰付_一手鎖二相成なり、久左衛門次兵衛ハ入牢にて追々嚴敷御吟味被_二仰付_一ける、折節土用に

P 136

差懸リ至テ暑甚敷、殊更牢内の事なれハ身心次第につかれ

(分野カ)

果、目もあてられぬ野分なり、久左衛門ハ六月七日夜、俄に病氣付ける故、牢番の者より御奉行所へ訴ける、依_レ之伝馬町の牢を出し

浅草の溜メへ被_レ遣薬用被_二仰付_一けれ共、しるし驗なく追々大病になり八日

七ツ過ニ相果ける、御検使済ける後、依_(回カ) 向院下屋敷小塚原ト云所江

死骸は取捨に成けるを、出府之者の内川上郷牧ヶ洞村善十郎、金桶村甚蔵、牢屋懸りの者へ金を遣シ死骸をもらい受火葬にいたし骨ハ国元へ送りける也

P 137

桐生村川原寄合之事

去ル程に、飛州村々百姓高山御役所へ被_二召出_一徒党強訴之御吟味御理解被_二仰聞_一けるに付、是迄心得違之段ヲ奉_レ詫御

地改之儀何時被_二仰付_一候共、御請可_レ仕趣、一札奉_二差上_一ける、然処先達而、京都へ登リ居ける山口村新十郎方申越けるハ、飛州百姓共御地改歎キ願_二付_一、難渋いたし候始末 二条御殿へ御願申上候処ニ

不便_{ふびん}ニ被_二思召_一近日江戸表へ御役人方御発足也、就_レ之金子入用ニ候間

金貳百両取立、七月十日迄ニ信州奈良井宿迄送り可_レ被_レ遣と申越ける

P 138

百姓共も御役所への聞へ氣遣ニ思ひけれ共、不_レ得_レ止事(ト)ヲ 近郷村々へ

廻文相廻シ、六月下旬灘郷桐生村川原へ大勢寄合、件の書状ヲ寄合

之座へ披露いたし、金子調達の手段を催しける、同日御手代佐藤忠蔵地役人住為八、吉城郡漆垣内村へ御越あり、百姓六人召捕被_レ帰ける漆垣内村之者共、先達而寄合の所へ申来りけるハ、私村方之百姓六人

召捕、御役人方兩人、此所を被_レ通候、何卒ばひ返シ可_レ給と申けれハ
寄合の者共安き事也と請合、大勢の者道端へ出今や今やと待所ニ

佐藤忠蔵、住為八、縄付者ヲ先ニ立、共人引つれ来られける、寄合の

P 139

者共、兩人の前に畏リ申上げるハ、今日御召捕被_レ成候者共儀ハ、此方にも談ル
子細有_レ之者ニ候得者、私共方へ御渡し可_レ被_レ下と口ヲ揃へ申上げる、住氏被_レ申
けるハ、此者共ハ御尋之筋有て召つれに参リし也、其方共用事あれハとて
容易に可_レ渡や、慮外なる者共哉、そこ退ケとありけれハ、是非御渡し
可_レ有_レ之と大勢立懸リける所、先にすゝみし者を壺人ふみたおし、手
はやく縄をかけられける、是ハと驚く所、又壺人打伏られけれハ此勢ひを

見るやいな、大勢の者共蜘蛛の子をちらすことく四方八方へ遁ケ散りける

猶も追懸ケ又式人召捕、以上拵人ヲ召つれ御役所へ罷登ける、天晴の

P 140

働き也と御代官にも甚御^{ぎよ}かんありける也、偕^{さて}、桐生村川原におゐて

大勢の百姓共散々の首尾合、銘々居宅へ帰りても臆病神しり

そかす、そこ気味悪き折節、村々へ取手の役人廻りけるよし

たれがいふとなく風聞しける、殊更、江戸御奉行所当御役所御吟

味の嚴重なる事を伝へ聞、老若男女罪あるも罪なきも、けふや

縄目に懸ルか、あすハ御咎ヲかうむるか、家職の事も身に付

かす、やすき心ハあらさりける

高山町にて御咎メ之者之事

P 141

川原町小鳥屋長左衛門、同町屋貝屋権八、式ノ町長瀬屋弥兵衛、同町加々や

清三郎、松井屋源次、一ノ町中田屋源右衛門、三ノ町林屋六蔵、同町土川屋与

次右衛門、欠ノ上大坪屋利兵衛、右ハ手鎖宿預ケ等也、各悪評を申ふれける

御咎メと聞へける、一ノ町大坪屋卯右衛門、三ノ町平田屋彦右衛門、二ノ町高桑

屋

与右衛門、此三人ハ郡中名主百姓共寄合の宿いたしける罪にて、各手鎖被_二

仰付_一ける、平田屋彦右衛門、高桑屋与右衛門ハ、暫ク之間宿いたし趣、申訳ケ立

チ

おっつけ

追付御免に相成ける、大坪屋卯右衛門ハ、大沼村久左衛門宿なる故、郡中の名主

共も

折々寄合、入用金も卯右衛門方にて取立候よし、兼而御上^{おかみ}へ聞へける趣にて

P 1 4 2

長之御咎メを蒙りける、吉田屋与七、渡部屋吉左衛門、打保屋太兵衛うっぱ
御召出シ也、然ルに三人共他行いたしけれハ其段御断申上ける、早速尋
出スへき旨被_二仰渡_一ける、此吉田屋与七ハ、江戸公事宿幸手屋九兵衛二

所縁あれハ、此度郡中名主中の出府に同道して、一見かたがた旁々下りけるに

飛州の者の嚴重なる御吟味を恐れて、江戸の宿を遁ケ去りける

所、御奉行所の役人に見付られ、江戸にて牢舎いたし、御吟味之上

御免出牢被_二仰付_一帰国いたしける、又打保屋太兵衛ハ大沼村久左衛門に
縁ある者にて、久左衛門介抱の為メに召つれ下りけるか、是も御吟味

P 1 4 3

の節、江戸を遁ケさり信州辺に隠れ居て、時節を見合みあわせ、翌午ノ

三月信州を出、飛州御支配所越前ノ国本保御陣屋を尋行けるに

当御手代佐藤忠蔵本保ニ被_レ居ける、太兵衛ハ御陣屋へ登り御吟味
を請、御糺之趣書付ヲもらひ、帰国いたし高山御役所へ罷出ける、
一通り御吟味にて御免ニ相成ける

6

山口村新十郎京都方江戸へ下ル事

飛州百姓共濃州大垣へ願出彼地をしりそきける時、山口村新十郎

三福寺村半兵衛、花里村庄次郎、京都に登り三条宿屋丸屋

P 1 4 4

三郎兵衛方に旅宿して、新十郎ハ二条御殿に上り御歎キ申上けるハ

飛州百姓共御地改歎キ願之義ニ付、御支配御代官へ段々相歎キ

江戸表へ茂御歎キ可_二申上_一と奉_レ存候処、重立候者御奉行所へ被_二召出_一
願之筋ハ御聞届ケ無_レ之、牢者手鎖の御咎メ被_二仰付_一甚難渋

仕候、何卒御慈悲ヲ以、飛州百姓御救被_二下置_一候ハ、難_レ有仕合と

謹而申上ける、御殿御役人中御評議之上、被_二仰聞_一候ハ、天下の政事ニ

(拘カ)

拘らせ給ふ御家にあられハ不便ニ被_二思召_一候といへとも、御力ニ不_レ被_レ為_レ

及段

被_二仰聞_一、乍_レ併可_二頼入_一ニ手懸リも有_レ之ハ可_レ成たけ取計ひ呉_レ

(ルカ)

P 1 4 5

へきとの御事也、新十郎はしめ三人之者、外二便ルへきかたなければ手掛りもあらバとある御詞を力にして京都にとどまり、新十郎ハ

伊藤一学と名乗、しよだいぶ諸太夫格にて御殿を勤ける、然処閏六月

下旬、江戸若年寄水野出羽守殿用人浜島伊兵衛、金子借用の为上京あり、二条御殿へ茂所縁あつて御目見へに登られ

ける、御殿御役人中幸イの事と此浜島を御頼有り、飛州百姓

難渋の次第被_ニ申入_一ける所、浜島氏ハ江戸表の振合不_レ被_レ存にや

主人へ茂相達シ取持呉可_レ申と、心易ク請合被_レ申ける、依_レ之新十郎

P 146

庄次郎、半兵衛も浜島氏に目見へいたし申上げるハ、今度飛州の義、都合

宜敷 (候ハ、カ) □ 国中にて金五百両可_ニ差上_一、併当時国元混雑にて難_ニ調イ_一候へ者

当七月中ニ弍百両御用立、残り分国しつまり次第可_ニ差上_一ニ取極メ、夫方

浜島ハ大坂へ下り四五日滞留にて立帰り、御殿へ暇申て帰られける

上京の者共大キに悦び、国元にて二百両の金子調達して中仙道、奈

良井宿迄、持参可_レ致趣に書状認、早飛脚ヲ以国元へ遣シける、爰に

大沼村久左衛門忲忠次郎、益田郡跡津村方当巳ノ春養子あとつに参し者也

養父江戸にて相果けるを聞、心ならず何卒江戸ニ下り父最期の様子

P 147

聞合度思ひけれども 御上の聞へを憚り居ける折節、親類高山町

都竹屋次兵衛方へ参り談シけるハ、拙者も江戸へ下り養父相果候

始末も聞合度候得共 公儀ヲ恐れ且ハ村方へも遠慮いたし、得思立 えおもいたち

不_レ申と語りける、次兵衛聞て、其思立尤之事也、夫ニ付て今度山口村

新十郎京都 二条殿へ立入御願申上、国の為にも成候振合申越

趣なれ共、外にての風聞にハ遊所狂ひ等に金銀を費スばかり

にて、為メに成事無_レ之よし也、郡中百姓の心得可_レ有事尤大切なり

窃_{ひそ}ニ京都に登り新十郎、半兵衛、庄次郎等_注ケ振合とくと見届ケ

P 148

国へも虚実を申送り、其上江戸へ下ルへしと云含メける故、俄に思立

同村百姓次郎左衛門を同道して六月廿三日国元出立、七月朔日上京いたし

三条宿丸屋三郎兵衛着キ、様子聞けるに新十郎ハ伊藤一学ト名乗

御殿の役人なり、丸屋三郎兵衛を_注伴に召つれ中仙道通り七月三日

京都出立、関東におもむきけり、三福寺村半兵衛、花里村庄次郎

○忠次郎も可然事ニ思ひ右之振合国元へ申送り三人之者ト同道して△

漆垣内うるしがいと村徳右衛門も同出府ニ極りける○△東海道を下り七月十六日ニ御府内

へ着いたしける、扱国さてにてハ新十郎方の書簡を披見して、俄ニふれ

を廻し郷々打寄、金子調達の手段いたしけるに、漸ようやく八拾両

P 149

取立、折敷地村与十郎、注打江村市介持参して奈良井宿迄罷出、

件の金子を伊藤一学ニ相渡しける、則金子請取已七月十五日

江戸着いたし糺町上州屋惣兵衛方旅宿いたしける

注「ケ」・「ケ」又は「カ」と見える。格助詞「が」と考えられる。

注「伴」・「お供」の意なので「伴」（当て字）と読んだ。文字としては「侍」とも見える

注「打江村」・「該当する村名は無い。「宇津江村」の当て字か？或は「打保村」のことか？

○△について・文章の挿入を示す。○から△までの挿入文を本文○から△へ挿入する 8

江戸着いたし糺町上州屋惣兵衛方旅宿いたしける

評ニ白、新十郎元来放埒者にて、金銀を費ス事をいとわさる

生得と見へたれとも、今度、偽ヲ以、郡中をたふらかし金銀を

貪ル心底にてハ有間敷敷か、心得違にて御制法ニ背けるハ

不レ及ニ是非ニ次第也

偕たいて、新十郎ハ江戸居合いあわせ之者共の金子ヲ取集、都合百両持参

して水野出羽守様御屋敷へ上り、御用人浜島伊兵衛ニ対面

P 150

申上けるハ、兼而京都にて御頼申上候通、飛州百姓願の一件、何卒

当殿様へ被ニ仰達、百姓難義御救被ニ下置候様、偏ニ奉レ願と謹而

申上ける、伊兵衛被ニ仰聞けるハ、成程京都にて承り候飛州の一条、

殿江とく御窺ひ申候処、被ニ仰聞候ハ、飛州地改一件ハ当五月迄ニ

御老中様御評義相済候へ者、御免之義決而不ニ相叶、此上ハ

無ニ違背ニ御改ヲ請、百姓難ニ立行ニおゐてハ、注免合めんあい之義願出

可レ申、其時ハ取なし呉へき段、被ニ仰聞候と被レ申ける、新十郎重而

相尋けるハ、国元御当地にて御答請候者共ハ、如何可ニ成行一哉と申ける
P 151

地改め無ニ違背一御請いたし候て、重立ける族ニ三人御仕置にて余ハ御免
ニ可ニ相成一哉と申聞られける

御駕籠訴之事

飛州百姓之内、当時江戸表に忍ひ居ける者、式拾余人有レ之けるが
此節ハ千寿口の旅宿に集り、新十郎がいなやを相待居たり
新十郎ハ水野殿御屋敷を下り、千寿口旅宿に來り、御屋敷

にて被ニ仰聞一の段を具に語りけれハ、詰合之者ハ、新十郎取組
の手段をたのみに思ひ、纒の路金迄も取あつめ遣ス程の事

P 152

なれハ、右の趣を聞てミなミな力を落し、顔見合せて居たりしが
我々を始メ一国の者共、斯迄心を尽せし願の一条、爰にてあやまり

地改をヲ請候而ハ、注ねもの共の嘲も口惜シと、各はがミをなして申ける

注「免合(めんあい)」・・・年貢率のこと

注「ねもの」・・・騒動(一揆)に加わらない人々

前回の注「打江村」・・・「宇津江村」のこと。時代により漢字表記が変化した

新十郎申けるハ我ハ大垣より直に京都へ登りし故、国の様子も具ニ

不レ存、都而御田地抔の事無案内ニ候へハ、町方村又左衛門を伴ひ最一応

水野殿へ相願可レ申、其上埒明ぬ時にハ御駕籠訴方外仕方ある

まし、何れにも又左衛門明朝俄か旅宿へ可レ被レ参と約束して、新

十郎ハ糶町の旅宿へ帰りける、又左衛門ハ翌朝髪月代等いたし糶

P 153

町宿へ参り、伊藤一学殿に對面仕度案内申入ける、見セ之者共

申けるハ、夜前御奉行所方足輕大勢來り、当家を取まき、さかし

ける所、新十郎ハ漸のかれ出、件の御屋敷へにけ込たる次第を咄シ

ける、又左衛門ハ大キに驚き、千寿に立帰り右のあらましを語りける

如レ斯御奉行所御吟味の嚴敷にも不_レ恐、爰に隠れ彼に^注佇_ミ こゝ たたず

御府内に、とまり居ける大胆ふてきの族なれハ、乍_レ左驚ク
けしきもなく、此上ハ思案におよはず御駕籠訴と一決して

願書認ニ懸りける、然処誰かいふとなく、此千寿にハ大原様

P 154

御一家のあるよし風聞しける、人々驚キ、若此事もれてハ一大
事と、俄に千寿をしりそき、品川宿吉川屋と云宿屋へ

立越シ、二三日逗留の間ニ願書つづくり、又先宿糺町万や五兵衛

^注ミキ

方ニ来り、願書認各印形致しける、^注右印形の者共ニハ大野郡

牧ヶ洞村善十郎、同郡片野村伝七、江名古村孫治郎、吉城郡

かねおけ

金桶村甚蔵、山本村彦兵衛、舟津町村太郎兵衛、以上六人なり

其節居合^{いあわせ}之者共、右六人の父母妻子等行末へ難義不_レ及様

注 「イ」は「佇」の異体字（音訓引き古文書字典 異体字一覧より）

「右」の文字の墨色が濃く判別しにくいので「ミキ」とふりがなが付けられて
いる